

晴れない疑惑

町政の私物化、税金のムダづかい

まっとうな町政を取り戻そう

これで幕引きが許されるのか？

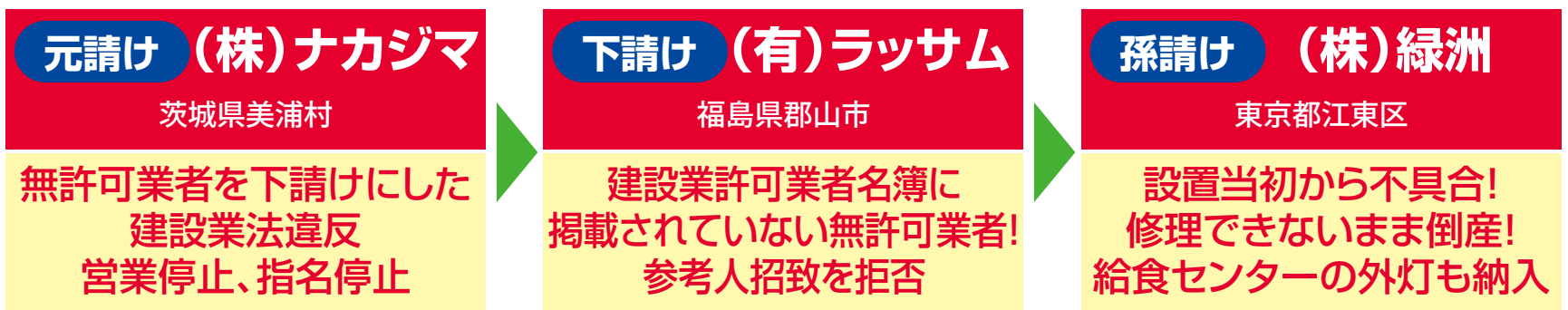
まともに稼働せず今年の台風で落下、全8基が撤去された水道事務所の太陽光システムに対し、真相解明を求めるたくさんの方が寄せられました。

町民の声に押されこの間、町議会と監査委員でそれぞれ調査が行われましたが、両者とも「問題はなかった」「町に損害はない」等結論付けました。「なぜ欠陥製品を買ったのか」、「なぜ議会に内緒でコトを進めたのか」、また「なぜ無資格業者を下請けにしたか」など数々の疑問がまだある中で、これにふたをしようとしています。

これで幕引きが許されるのでしょうか？



水道事務所 太陽光発電設備設置工事 施工体系



町長親族企業の元役員は参考人招致を欠席、連絡とれず

疑惑解明のかぎを握る人物は、かつて町長の親族企業(「ドリームドットキャッチ」と「ニューステージ」)で役員を務め、今回工事の下請け会社「ラッサム」の取締役である主任技術者です。

私たちは町議会調査特別委員会でこの人物を参考人として招致しましたが欠席しました。

議会事務局は事前にラッサムに毎日電話を入れていましたが本人から何の応答もありませんでした。

元請け「ナカジマ」が3カ月の指名停止処分

下請けの「ラッサム」が無資格業者だったことから、県は建設業法違反で元請けの「ナカジマ」を1週間の営業停止と3カ月の指名停止という重い処分を科しました。県にならって町も

3カ月の指名停止処分になりました。

今回の問題で責任を取ったのは、元請けの「ナカジマ」だけです。これで済ませてよいのでしょうか。

第三者の調査機関を設置し再発防止を

当初私たちは町議会で、強い調査権限のある百条委員会の設置を求めましたが、議会の多数決で否決され、代わりに設置された調査特別委員会で疑惑解明に取り組みました。

しかしカギを握る人物が2度も欠席したことから、私たちは再び調査権限の強い百条委員会への切り替え求めました。

しかし、またもや議会の多数決で否決され、この問題の幕引きがされようとしています。

私たちは牛久市やつくば市が行っているような第三者の調査機関で真相を解明し、二度とこのような問題が起こらないような対策を取るよう町に求めています。

町の対応

落下、撤去された全8基の太陽光パネルが追尾システムで復旧できないとしたら、町は本来なら契約上元請けに損害賠償を求めなければなりません。

しかし、それにもかかわらず、代わりに撤去したパネルを固定式にして、工事業者が無償で取り付けることで事態の收拾を図ってしまいました。

町議会の対応

調査特別委員会では、10人の議員による数の力で「問題ない、理解した」という報告書を強行採決しました。

私たちは百条委員会に切り替えて真相の究明を求めましたが、力が足りず否決されました。



監査委員の対応

元町議の監査請求を、監査委員は「町に損害が生じてない」などとしてすべて却下、棄却しました。

しかし、私たちは町が議会に内緒で予算を執行したことは地方公営企業法違反の疑い、無許可業者を下請けにしたのは建設業法違反、まともに稼働しなかったのに全額弁済を求めなかったのは町契約規則違反だと指摘しています。

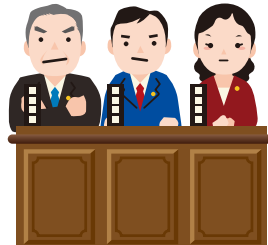
残る6つの疑問

1 なぜまともに稼働しない2軸追尾式を導入したのか

追尾型システムは基本計画策定当初、検討対象ではありませんでしたが、町役場にラッサムが太陽光と風力による街灯を寄贈して以降、急ぎよ追加して検討対象になりました。一方、町が導入した2軸式追尾型の機種が本当に動くかどうか、町職員も、元請け業者も、だれ一人事前に実物の稼働実態を確認せず、倒産に至ったメーカー「緑洲」の言い分だけをうのみにしていたことが分かりました。本当に動くかわからない製品を2425万円も出して買うなど、一般的な感覚ではあり得ないことです。

2 なぜ議会に内緒でコトを進めたのか

水道事務所は当時、議会に説明せず余った予算を使って太陽光システムを設置しました。町執行部は議会の一般質問等で謝罪し「反省している」と繰り返し答弁していますが、議会にはからず予算を執行したことは地方公営企業法違反の恐れのある重大な事態です。



3 なぜ無資格業者を下請けにしたのか

元請けのナカジマ社長は、無資格のラッサムを下請けにした理由について「ラッサムから度重なる熱心な営業攻勢があったため」などと証言し、担当の町水道事務所職員は、提出された書類が不備で、無資格業者だったのを見逃したことについて「内容までは確認しないで受理をしてしまった」と確認ミスだった事を弁明しました。建設業者にとって資格が「ある・なし」は基本中の基本です。なぜこんな初歩的なミスをしたのでしょうか。

4 元請けだけが責めを負えば済むのか

そもそも本当に稼働するかどうか分からない機種の導入を決めた責任、議会に内緒で予算を執行した責任、無資格業者を見逃した責任は無いのでしょうか。また、これを起案した町長の責任は無いのでしょうか。

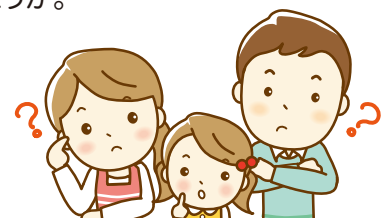


5 固定式にすれば済むのか、町の損害は本当はないのか

町は当初の基本計画で、20年間で差し引き1455万円の収益があると試算し、追尾型の導入を決めました。しかし、今では、固定式で再建した場合、(維持管理費を考慮すれば)1000万円以上の赤字になると試算されています。しかし、「再生可能可能エネルギーの利用は収益事業ではなく環境事業であるから問題ない」と居直り、監査に至っては「先進技術だから仕方がない」と結論付けています。先進技術の実験なら、町民の血税でなく自分のお金でやるべきではないでしょうか。

6 再発防止策は示されないのか

町執行部は、一般質問の答弁で「契約約款、建設業法の認識、竣工段階の指導監督、発注者の役割、竣工検査時の書類チェック、工事成績評価の方法などに課題があった」とし、今後、チェックリストの作成や説明会、手引きの作成を考えていくと答弁していますが、果たしてこれで「再発防止策」となるのでしょうか。



発行：町民の声を聞く会 (阿見町中央8-1-1)

ご意見は声を聞く会所属の各議員にお寄せ下さい